

私たちは安倍元首相の「国葬」閣議決定の撤回を求めます

2022年8月28日

日本キリスト教団 北千住教会平和の会

岸田内閣は7月22日、安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。私たちは国民への弔意の強制など、民主主義の根幹である思想・信教・良心の自由を揺るがし、侵害するこの閣議決定に強く抗議し、その撤回を求めます。

憲法は第19条で「思想・良心の自由」を、第20条で「信教の自由」を保障しています。

国が国民へ弔意を強制することなど許されませんし、法の下での平等に反するものです。

国葬には法的根拠はなく立憲主義の原則に反します。国会審議を経ずに決定することは議会制民主主義の原則を否定し、民主主義の根幹を揺るがすことにほかなりません。安倍元首相はカルト集団・統一協会とのかかわりなど政治責任も厳しく問われており、各種世論調査でも国葬を「多くの国民が望んでいる」状況にはないことは明らかです。安倍政治と人物評価については踏み込みませんが、その評価をわきに置いたとしても、国葬で死者を美化し、

多様性を否定し、個人の内面の営みに国家が介入することは絶対に許されません。

戦前の国葬は絶対主義的天皇制の1926年に公布された「国葬令」に基づいて、天皇・皇族の葬儀は「国葬」とされ、「国家に偉功ある者」については例外的に「天皇の特旨」で国葬とするとされました。明治憲法下では、「天皇が国民に与える最高の荣誉」として国葬が執り行われました。国葬は天皇制を支える国家神道の儀式によって国民に弔意を強制し、国民統合をはかるものとして機能し、従わないものは弾圧されました。

「国葬令」は戦後、日本国憲法の施行と同時に1947年に廃止されました。

「聖書が証しする『神の国』は愛に満ちた希望ある世界、平和な世界、そして正義が貫かれる世界です」(北千住教会平和宣言、2015年4月5日)

私たちは時代に流されず、迎合せず、主イエス・キリストを指し示し、神の国の福音を証しする教会、キリスト者として、憲法13条の個人としての尊重、基本的人権の保障など平等な人間の自由と尊厳に対する侵害を許すわけにはいきません。改めて憲法をないがしろにする安倍元首相の「国葬」閣議決定の撤回を強く求めるものです。